

令和4年度第8回東区協議会 次 第

日時：令和4年12月21日（水）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31・32会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（1）協議事項について

ア 浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）のパブリック・コメントの実施について 【生活衛生課】

イ 令和4年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について 【東区・区振興課】

（2）答申事項について

区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について

【東区・区振興課】

（3）地域課題について

4 連絡事項

（1）東区市民活動表彰 区長賞受賞団体の活動報告

（2）各課からの連絡

（3）次回以降の開催予定

1月の開催予定 令和5年1月25日（水）午後1時30分から
会場：東区役所 3階 31・32会議室

2月の開催予定 令和5年2月22日（水）午後1時30分から
会場：東区役所 3階 31・32会議室

5 委員からの発信

6 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○目的 子どもの適正な混浴年齢を設定することにより、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止し、公衆浴場業界が発展すること及び、子どもの健やかな発育発達に寄与することを目的とする。</p> <p>○背景・経緯 厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領等」の改正を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「<u>10</u>歳以上」から「<u>7</u>歳以上」へ改正する。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>浜松市旅館業法施行条例と浜松市公衆浴場法施行条例を改正し、男女の混浴制限年齢を「<u>10</u>歳以上」から「<u>7</u>歳以上」にすることについて、ご意見を伺うもの。</p> <p>改正箇所は別紙のとおり</p> <p>※パブリック・コメント期間中のため、協議会での意見はパブリック・コメントの意見として取り扱います。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	案の公表・意見募集 市の考え方等を公表 条例施行	令和4年12月～令和5年1月 令和5年3月 令和5年10月			
担当課	生活衛生課	担当者	沖 優利	電話	453-6118

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）及び浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）の一部改正（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「10歳以上」から「7歳以上」へ改正します。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究結果等を踏まえ、厚生労働省から通知「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」（令和2年12月10日）が発出されました。これに伴い、全国的に条例の見直しがされています。静岡県内で統一的な対応を行うため、条例の改正をすることとなりました。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの適正な混浴年齢を設定することにより、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止し、公衆浴場業界が発展すること及び、子どもの健やかな発育発達に寄与することを目的としています。
案のポイント （見直し事項など）	以下の内容について改正します。 【改正前】 10歳以上の男女を混浴させないこと。 【改正後】 7歳以上の男女を混浴させないこと。
関係法令・ 上位計画など	公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	令和4年12月～令和5年1月 案の公表・意見募集 令和5年2月 案の修正、市の考え方の作成 令和5年3月 意見募集結果および市の考え方を公表 令和5年6月 公布 令和5年10月 施行

浜松市旅館業法施行条例及び 浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)」とは

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「10歳以上」から「7歳以上」へ改正するもの。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年12月15日（木）～令和5年1月16日（月）

3. 案の公表先

生活衛生課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所***、**氏名または団体名***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	生活衛生課（保健所3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目11-2 生活衛生課あて
③電子メール	seiei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-459-3561（生活衛生課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和5年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部保健所生活衛生課（TEL 053-453-6112）

浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）及び
 浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）の一部改
 正（案）

浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）

改正前	改正後
<p>（営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴室を使用する場合にあつては、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴室を使用する場合にあつては、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>

浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）

改正前	改正後
<p>（一般公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>（その他の公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第5条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、第3条各号（第2号、第3号及び第16号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>（一般公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>（その他の公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第5条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、第3条各号（第2号、第3号及び第16号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p>

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和4年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p>				
対象の区協議会	東区				
内 容	<p>○助成事業2件 提案のあった助成事業について、事業内容等に対しご意見をお伺いいたします。提案事業の詳細は別添資料のとおりです。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	提案団体に、事業の採択・不採択の決定通知を送付。				
担当課	東区・区振興課	担当者	馬淵 有希	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

区分	予算額	交付決定額	残額	追加補助金額 (希望額)
助成事業	2,000,000円	548,000円	1,452,000円	139,000円

◆助成事業

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容	補助金対象事業費 (希望補助額) (希望補助率)	採択回数	区行政推進会議検討結果
1	家具転倒防止推進事業	おむすびの会	<p>事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東区内の防災・減災意識向上及び市民協働による防災力強化。 <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業対象地域の自主防災力（自助力）の向上。 	<p>家具転倒防止の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業対象の各地区自治会及び民生委員との連携により、高齢者世帯などの災害時に要支援者となりうる家庭を訪問し、家具転倒防止の重要性を説明。 ● 説明資料及び啓発チラシの作成。 ● 市の補助事業「家具転倒防止事業」への申請を促進。 <p>ヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 戸別訪問による啓発と同時に、災害時のお困りごとについて調査し、今後の活動に活かす。 	<p>90,000円 (45,000円) (50%)</p>	1	<p>【採択（実施予定事業候補）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災や自助力向上の観点から、公益性の高い事業であると評価した。 ● 戸別訪問やヒアリングは、個人情報を取り扱うデリケートな事業であるため、自治会や事業対象地域からの理解を得た上で、相互の関りを保持した事業展開が望まれる。 ● 本事業は、浜松市地域力向上事業実施要綱第3条第1項第2号の「安全安心な地域づくりに関する事業」及び同第5号の「健康・福祉の向上に関する事業」に該当する事業である。 <p>【補助率 50%以内】 初回の採択であるため50%以内とした。</p>
				<p>時期</p> <p>令和5年1月15日（日）～令和5年3月15日（水）</p>			
				<p>場所</p> <p>和田地区・中ノ町地区（天竜中学校区）・長上地区（与進中学校区）</p>			

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容		補助金対象事業費 (希望補助額) (希望補助率)	採択 回数	区行政推進会議検討結果
2	有玉西町高齢者等地域の居場所作り事業	有玉西町欠下平自治会	事業の目的 <ul style="list-style-type: none"> ● 積志地区の住民が世代を超えて交流することができる場を設ける。 事業の効果 <ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな年齢の住民の交流が促進され、地域の活性化を図る。 ● 高齢者世帯の把握と必要な支援の提供につなげる。 ● 現在使用していない施設を有効活用することができる。 	内容 <p>地域交流の場を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の交流の減少を課題としており、解決策として、交流イベントを月1~2回程度実施。 ● 感染症対策をした上での集会を基本とする。 ● 交流の中で、参加した地域住民が、自身の困りごとについて相談できるようにし、解決に向けた支援を行う。 ● 本事業の実施状況や効果から、次年度以降、積志地区内に事業を広げる予定。 <p>チラシ等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世代を問わず、より多くの地域住民の参加を促すため、「有玉憩いの家」や各イベントの開催等を周知する必要がある。 ● チラシ等は自主製作を予定。回覧や掲示、配布等により宣伝する。 	188,000 円 (94,000 円) (50%)	1	【採択（実施予定事業候補）】 <ul style="list-style-type: none"> ● 空き家の活用や地域の課題の解消が見込め、公益性の高い事業であると評価した。 ● 今年度は事業の立ち上げとしての要素が大きいが、次年度以降は1年間継続させた事業運営とし、集会のみでなく多彩なイベント開催を期待する。 ● 本事業は、浜松市地域力向上事業実施要綱第3条第1項第1号の「地域コミュニティづくりに関する事業」、同第2号の「安全安心な地域づくりに関する事業」及び同第5号の「健康・福祉の向上に関する事業」に該当する事業である。 【補助率 50%以内】 初回の採択であるため50%以内とした。	
				時期	令和5年2月1日（水）～令和5年3月31日（金）			
				場所	有玉憩いの家			

(案)

第 10 号様式

浜 東 区 協 第 ● 号
令和 4 年 12 月 21 日

浜松市長 鈴木 康友 様

東区協議会会長 米山 英二

諮問事項に対する答申について

令和 4 年 11 月 28 日付け浜市協第 136-2 号で当協議会に対して諮問のあったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 11 条の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容 別紙第 11 号様式のとおり

(案)

第 11 号様式

諮問事項に対する答申書

東区協議会

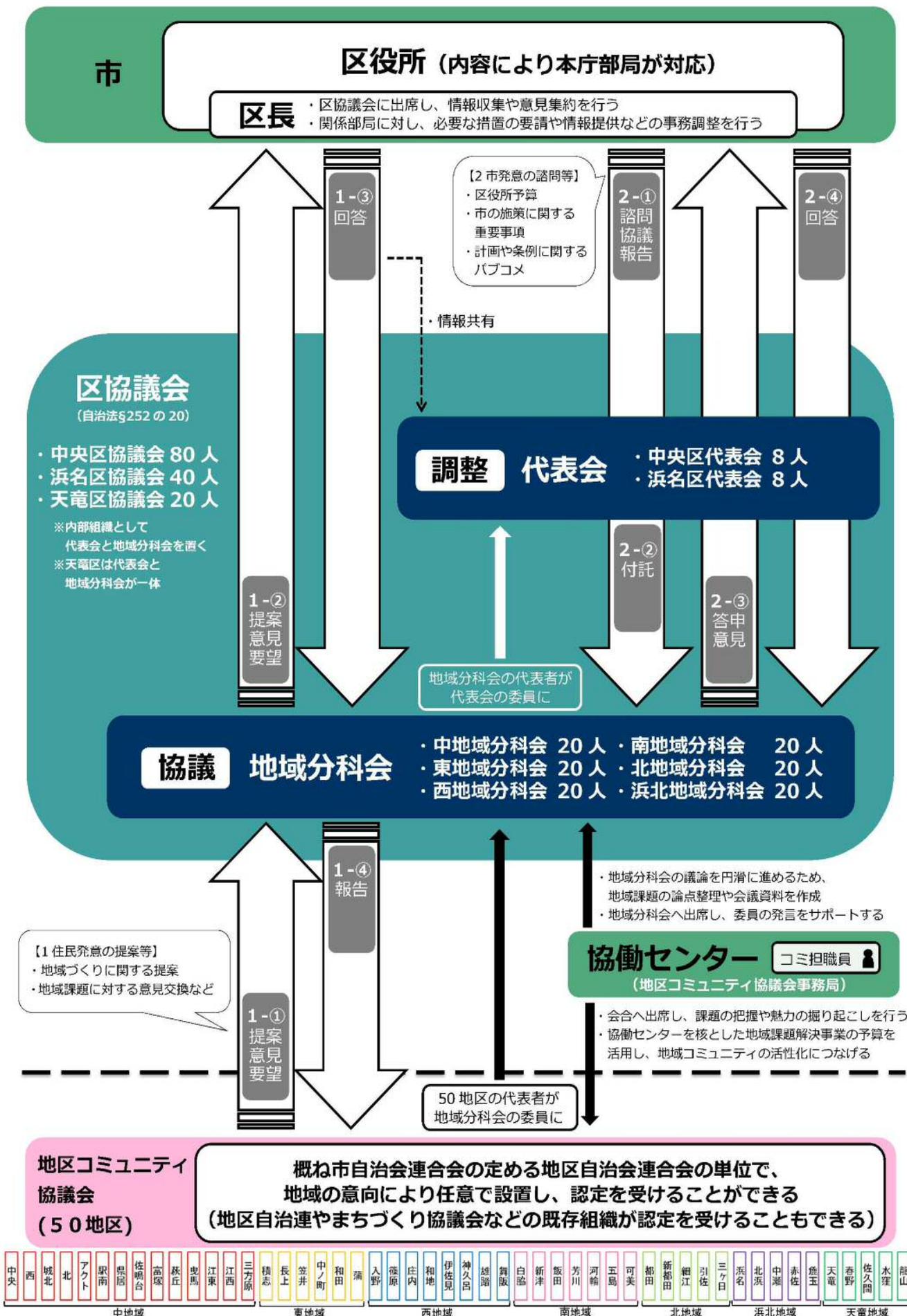
件 名	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について
諮 問 内 容	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について諮問するもの。 詳細は別紙のとおり。
答 申	諮問内容について、審議の結果、適切であると認めます。
備 考	

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景及び経緯</p> <p>区再編については、令和2年9月に市議会において区再編は必要との結論に至り、市議会特別委員会（以下、特別委員会）において、具体的な再編案に関する協議が進められた。協議の進捗に応じ、各区協議会、各区自治会連合会において、以下のとおり協議の主な経緯について説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月～11月 ・令和3年4月 ・令和3年9～10月 ・令和4年1月～2月 <p>いただいたご意見を踏まえ、令和4年5月の特別委員会において、区再編（案）が決定した。</p> <p>区再編（案）決定を受け、行政区画等審議会に区再編における区域と区の名称について諮問し、中区・東区・西区・南区・北区（三方原地区）、北区（三方原地区以外）・浜北区、天竜区の3区への再編及び区の名称を中央区・浜名区・天竜区とする答申がなされている。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>○区再編時の組織（案）について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民サービス・組織 2 施行日 <p>○区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子（案）について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区の設定 2 区協議会の設置 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：令和4年12月末日 (令和5年2月に区設置等条例議決を予定)				
担当課	区再編推進 事業本部	担当者	川西 亜紀子	電話	457-2123

区協議会及び地区コミュニティ協議会の基本構成（図）（白抜き文字は条例事項）



※図内の数字 1-①～④：住民発意の提案等の流れ、2-①～④：市発意の諮問等の流れ

交通（人身）事故日報

（令和 4 年 11 月 30 日分）

1 本県の人身事故

区 分	当 日			当 月 累 計			当 年 累 計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当 年	74		90	1,767	11	2,162	16,962	73	21,466
前 年	76	1	89	1,749	12	2,140	17,437	84	21,987
増 減	-2	-1	1	18	-1	22	-475	-11	-521
数 率	-2.6	-100.0	1.1	1.0	-8.3	1.0	-2.7	-13.1	-2.4

2 死亡事故の状況等

なし

死亡事故発生件数 71件（前年比-12人）
30日死者 11人（前年比-8人）

3 全国の死者 11月 29日現在

NO	府県名	死者数	増減
1	大阪	(0) 128	4
2	愛知	(1) 124	19
3	東京	(0) 116	4
4	千葉	(3) 112	5
5	兵庫	(0) 108	10
5	北海道	(1) 108	-1
7	神奈川	(0) 101	-24
8	埼玉	(0) 95	-10
9	茨城	(0) 76	9
10	静岡	(1) 73	-10
11	岐阜	(0) 67	13
12	岡山	(1) 64	14

全国死者
2,321人（ -15人 -0.6%）
（当日死者数 13人）
注：死者数欄（ ）内は当日分

4 本県の交通事故死者の状態別

区 分	当 日	当 月 累 計			当 年 累 計			
		当 月	増 減 数	増減率	当 年	構成率	増減数	増減率
自動車 内ベルト非着		3			24	32.9	-3	-11.1
自二車		1			8	11.0		
原付車		1	1		2	2.7	-1	-33.3
自転車		1	-2	-66.7	7	9.6	-11	-61.1
歩行者		5	1	25.0	32	43.8	5	18.5
その他			-1	-100.0			-1	-100.0
合 計		11	-1	-8.3	73	100.0	-11	-13.1

5 全人身事故の類型別件数

区 分	当 日	当 月 累 計			当 年 累 計					
		当 月	増 減 数	増減率	当 年	構成率	増減数	増減率		
人対車 対車 両	対(背)面通行中	3	26	5	23.8	170	1.0	-8	-4.5	
	横断中	横断歩道	1	66	-1	-1.5	514	3.0	24	4.9
		その他	1	43	5	13.2	325	1.9	33	11.3
	その他	1	41	8	24.2	373	2.2	-6	-1.6	
小 計	6	176	17	10.7	1,382	8.1	43	3.2		
車両相 互	正面衝突	1	33	1	3.1	281	1.7	40	16.6	
	追突	24	615	-3	-0.5	6,041	35.6	-168	-2.7	
	出会い頭	19	488	-25	-4.9	4,980	29.4	-129	-2.5	
	追越すれ違い時	2	27	8	42.1	261	1.5	21	8.8	
	右左折時	9	231	38	19.7	1,828	10.8	55	3.1	
	その他	9	152	-7	-4.4	1,724	10.2	-170	-9.0	
小 計	64	1,546	12	0.8	15,115	89.1	-351	-2.3		
車両単 独	4	45	-11	-19.6	463	2.7	-167	-26.5		
踏 切					2	0.0				
合 計	74	1,767	18	1.0	16,962	100.0	-475	-2.7		

(令和 4 年 11 月 30 日分)

6 警察署別発生状況

区分	当日			当月累計						当年累計					
	件数	死者	傷者	件数		死者		傷者		件数		死者		傷者	
				増減		増減		増減		増減		増減		増減	
下田				21	10			27	15	163	-9	1	-2	216	9
大仁				26	-4	1		35	-4	258	-36	1	-6	352	-34
三島				45	-19		-1	55	-22	532	-14	3		680	-3
伊東	3		4	19	-12			32	-3	241	7	2	1	336	20
熱海	3		3	18	3			21	2	127	-19	1		155	-55
沼津	7		9	108	-14	1	1	132	-14	1,142	-46	4	2	1,428	-59
裾野	3		4	50	22	1	1	58	22	355	1	3	2	443	-21
御殿場	3		3	35	-4			39	-10	320	-55	2	1	427	-62
富士	4		5	119	5	1		138	10	1,052	-62	6	1	1,288	-54
富士宮	2		2	58			-1	77	3	526	-15	1	-1	664	-24
清水	6		7	108	23			135	30	1,014	151	6	-3	1,231	176
静中	4		4	108	-7		-1	130	-5	1,097	-95	1	-5	1,268	-127
静南	6		6	107	3			124	-7	1,142	64	2		1,393	91
藤枝	1		1	57	-1			61	-10	531	-72	1	-2	636	-167
焼津	1		3	64	-8	1	1	74	-18	602	-54	2		755	-63
島田				43	3		-2	58	12	417	17		-3	550	60
牧之原	1		1	36	17			42	19	240	1	2	2	301	8
菊川	2		3	24	-2			28	-4	258	11	1	-3	345	28
掛川	3		5	43	-14	1	1	61	-11	507	-54	6	3	666	-69
袋井	3		5	48	1	1	1	64	11	493	-22	2	1	621	-40
磐田	4		5	87	-8			108	-21	876	8	3		1,155	10
天竜				7	2			7	1	73	-6	2	1	86	2
浜北	1		2	53	11			65	16	446	-18	3		552	-41
浜東	3		3	191	8	2		246	16	1,732	-32	7	3	2,240	3
浜中	9		10	125	-14			145	-21	1,380	-75	2		1,727	-108
浜西	2		2	66	24	2		73	26	535	-14	3	-2	700	1
細江	2		2	52	-12			59	-16	470	-74	3		609	-74
湖西				26	3			30	3	222	23		-1	287	30
高速隊	1		1	23	2		-1	38	2	211	14	3		355	42
合計	74		90	1,767	18	11	-1	2,162	22	16,962	-475	73	-11	21,466	-521

(ブロック別発生状況 ※高速隊は除く)

伊豆	6		7	129	-22	1	-1	170	-12	1,321	-71	8	-7	1,739	-63
東部	19		23	370	9	3	1	444	11	3,395	-177	16	5	4,250	-220
静岡	16		17	323	19		-1	389	18	3,253	120	9	-8	3,892	140
中部	3		5	200	11	1	-1	235	3	1,790	-108	5	-3	2,242	-162
西部	12		18	202	-23	2	2	261	-25	2,134	-57	12	1	2,787	-71
浜松	17		19	520	22	4		625	25	4,858	-196	20	1	6,201	-187

7 各種事故別

区分	当日			当月累計						当年累計					
	件数	死者	傷者	件数		死者		傷者		件数		死者		傷者	
				増減		増減		増減		増減		増減		増減	
幼児	2		2	12				12	-3	152	21			164	23
園児	1		1	22	9			22	8	208	18			234	24
小学生	2		2	52	-10			59	-10	508	39			569	46
中学生	2		2	25	-4			24	-6	341				343	6
高校生	1		1	97	-12			93	-7	906	7			878	27
高齢者	30		16	635	4	8		362	-13	6,035	-124	45	1	3,452	-140
高齢者	18		22	403	-7	4		473	-9	3,901	-72	27	3	4,872	-88
若者	14		17	349	-1	2	-1	442	8	3,617	-115	14	1	4,808	-88
初心者	2		2	56	-3			75	-1	585	-80	1	-1	826	-89
歩行者	6		6	179	16	5	1	177	15	1,411	45	32	5	1,408	46
自転車	7		7	269	-53	1	-2	260	-53	2,619	-74	7	-11	2,555	-83
原付車	9		9	117	12	1	1	120	6	928	-75	3		968	-105
自転車	4		4	107	-4	1		116	-8	950	-82	10	1	1,034	-97
無免許				2	-5			2	-5	32	-10		-1	38	-16
飲酒	1		1	5	-5			5	-6	58	5	2	1	76	11
交差点	30		34	757	9	4	3	920	32	6,937	-87	26	1	8,550	-109

浜松東署管内の交通事故日報

1 発生状況

(令和 4 年 11 月 30 日分)

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	3		3	191	2	246	1,732	7	2,240
増減	-2		-2	8		16	-32	3	3
率	-40.0		-40.0	4.4	0.0	7.0	-1.8	75.0	0.1

2 路線別

区分	当日			当月累計			当年累計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	傷者
国道				46		65	377	17	1	515
主要地方道				13		15	131	-21		177
一般県道	1		1	21	1	30	190	22	1	249
市町村道	2		2	100	1	124	938	-25	4	1,177
その他				11		12	96	-25	1	122

3 市区町別

区分	当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
中区	18		23	133	14			165	23
東区	104	2	130	1,013	-49	4	3	1,302	-74
南区	69		93	586	3	3		773	54

4 当事者別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車			37	
中型車		3	22	3
準中型車		2	31	-9
普通車	3	174	1,543	6
二輪車		8	36	-9
自転車		3	54	-29
歩行者			2	2
その他			1	1

注：不明は除く

5 居住地別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
管内	2	110	962	-33
管内	1	76	667	-6
管外		4	97	4

注：不明は除く

6 年齢別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下		1	11	-12
16～19歳		4	78	-21
20～24歳		26	213	10
25～29歳	1	16	169	3
30～39歳		37	254	-15
40～49歳		34	294	-11
50～59歳		24	257	-1
60～64歳		17	113	-2
65歳以上	2	31	337	14
不明		1	6	3

7 事故類型別件数

区分	当日	当月	当年	増減数
対(背)面通行中		4	17	3
横断中	横断歩道		2	32
	その他		6	29
その他		1	22	-5
小計		13	100	5
車両相互	正面衝突		4	16
	追突	1	85	672
	出会い頭	1	44	561
	追越しすれ違い時		1	15
	その他	1	25	166
右左折時			16	167
その他			16	-12
小計	3	175	1,597	-39
車両単独		3	34	1
踏切			1	1
合計	3	191	1,732	-32

8 各種事故別

区分	当日累計			当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児				1		1	22				23	
園児				4		4	23	3			28	5
小学生				8		10	57	15			68	25
中学生				2		2	28	-9			29	-6
高校生				7		7	81	-17			80	-10
高齢者	2			52	1	29	514	-15	5	1	288	-23
高齢運転	2		2	30	1	33	328	17	2	1	423	16
歩行者				13	1	12	101		5	3	101	2
自転車				22		22	211	-77		-2	207	-77
原付車				9	1	8	72	-16	1	1	73	-24
自二車				9		9	80	-4	2	2	86	-7
若者起因	1		1	45		62	435	1	1	1	604	32
初心者				10		15	67	-13			102	4
無免許							3	-2			3	-3
飲酒							3	-2			3	-2
交差点	2		2	70	2	90	762		5	3	958	-11

令和4年度第3回東区協議会 交通安全委員会 活動報告

(東区地域力向上事業高齢者交通安全講習会)

日 時：令和4年11月15日(火) 8:30~12:10

会 場：交通教育センターレインボー浜名湖(北区細江町気賀5200-5)

出席者：齋藤 宣男、馬塚 繁光、松本 久和、山田 俊明、

米山 英二(50音順・敬称略) ※欠席者：原 利夫(その他、自治会連合会関係者10名参加)

事務局：小粥 規正、天野 数幸(東区区振興課)

(1) 交通安全研修会について

内容：(ア) 交通事故ケーススタディ(高齢者の歩行中の事故について)

(イ) 夜間視認性確認(反射材の効果体験)

(ウ) 反応ブレーキ体験(自動車の反応速度や停止距離の測定)

(2) 今後の予定について

■第4回交通安全委員会

①日時：令和5年2月21日(火) 10:00~

②場所：33会議室

③内容：(ア) 令和4年度活動のまとめ

(イ) 令和5年度活動計画

《開催状況写真》



令和5年浜松市はたちの集いの開催について

区民生活課

1 目的

地域の人々の温かな祝福により、20歳の節目に改めて大人としての責任を自覚し、社会に貢献しようとする気持ちや、郷土愛と周りの人々への感謝の思いを育むとともに、地域で青少年を健全に育てようとする気運を一層盛り上げる。

2 背景

平成13年1月より「地域で新成人をお祝いする」との趣旨のもと、地域分散方式で自治会を中心とした実行委員会を組織し実施している。

なお、成年年齢が18歳になった今年度から式典名称を「はたちの集い」とし、引き続き20歳を対象に式典を行う。

○実績 令和4年（令和3年度） 東区開催5地区参加率 75.3%（前年66.5%）
 全市開催40地区参加率 78.1%（前年71.3%）

3 内容

日時：令和5年1月8日（日） 午前10時から
 （蒲・佐藤小地区：午前10時30分から）
 （積志地区：午後2時30分から）

主催：各地区はたちの集い実行委員会

対象者：平成14年4月2日～平成15年4月1日までの生まれで、以下のいずれかに当てはまる人

- （1）浜松市の住民基本台帳に記載されている人（外国人住民を含む）
- （2）（1）以外で、市内の小・中学校または高等学校などに在籍したことのある人や市内に通勤・通学している人で参加を希望する人

○東区内会場等一覧

令和4年10月1日現在

地区名	中学校区	会場名	対象者数	性別	
				男性	女性
和田・中ノ町地区	天竜	天竜協働センター 体育館	226人	105人	121人
笠井地区	笠井	笠井協働センター 体育館	137人	74人	63人
積志地区	積志・中郡	サーラ音楽ホール (浜松市市民音楽ホール)	420人	220人	200人
長上地区	与進	浜松市総合産業展示館 北館4階1号ホール	217人	113人	104人
蒲・佐藤小地区	丸塚	サーラプラザ浜松 4階サーラホール	246人	123人	123人

(参考) 令和4年1月9日(日) 成人式の様子

和田・中ノ町地区成人式(天竜協働センター)



笠井地区成人式(笠井協働センター)



積志地区成人式(浜松市市民音楽ホール)
サーラ音楽ホール



長上地区成人式(浜松市産業展示館北館
4階1号ホール)



蒲・佐藤小地区成人式
サーラプラザ浜松4階サーラホール



参加者募集中

浜松市

はままつ健幸クラブ

利用料
無料

浜松市公式ヘルスケアアプリ



ポイントを貯めて応募すると
毎月抽選で **60名**様に当たる!

アプリを使って
健康づくりに
取り組んで
健康とポイントを
手に入れよう!



アプリのダウンロードはこちら

iPhone版



Android版



お問い合わせ窓口

カラダライブコールセンター



0570-077-122

受付時間 / 平日9:00~18:00 (年末年始は除く) ※サービス名は「はままつ」とお伝えください。

はままつ健幸クラブ
※通信料はかかります

検索

※Apple、Appleのロゴは、米国もしくはその他の国や地域におけるApple Inc.の商標です。
App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。
※Google PlayおよびGoogle Playロゴは、Google LLCの商標です。

はままつ健幸クラブ

日々の健康づくりの取り組みをアプリで見える化します!

出世大名家康くんからのメッセージ

あなたの日々の取り組みを励まし、応援!



グラフ

月間の歩数、距離、消費カロリーなどの変化を表示!



目標設定

目標達成で
100P

歩数と体重を自分で目標設定!グラフで月間推移や目標達成度を確認!

生活習慣チェック

食事や睡眠など生活習慣に関する行動をチェック!



項目チェックで
各5P/日

リアルウォーキング

市内の各所を巡る5つのコースを表示!
すべてのチェックポイントをクリアすると、ポイントを獲得!



コース達成で
100P

健康イベント参加で
100P

健康イベントへの参加

健康イベントや実証事業等の情報をいち早く配信!
参加すると高ポイント獲得!

記録機能

体重や血圧、健(検)診の記録をアプリで管理!



健(検)診記録で
300P

体重・血圧記録で
各5P/日

ランキング

全体、性別、グループ別、企業別のランキングを表示!



詳しい情報はHPへ <https://hamamatsu.karada.live/>

はままつ健幸クラブ

検索





報道発表

区協議会の開催日程（12月）について

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第10回	12月21日 (水) 14:00～	浜松市役所 北館1階 101・102 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(答申)区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について ・(協議)浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)のパブリック・コメントの実施について ・(報告)中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集開始について ・その他 	5人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第8回	12月21日 (水) 13:30～	東区役所 3階31・32 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(答申)区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について ・(協議)浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)のパブリック・コメントの実施について ・(協議)令和4年度東区地域力向上事業(助成事業)の提案について ・その他 	5人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第9回	12月21日 (水) 13:30～	舞阪協働 センター 1階ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・(答申)区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について ・(協議)浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)のパブリック・コメントの実施について ・その他 	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第8回	12月23日 (金) 13:30～	南区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(答申)区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について ・(協議)浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)のパブリック・コメントの実施について ・(協議)令和4年度南区地域力向上事業(助成事業)の提案について ・その他 	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第9回	12月21日 (水) 10:00～	北区役所 3階31・32 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(答申)区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について ・(協議)浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)のパブリック・コメントの実施について ・(協議)令和4年度北区地域力向上事業(助成事業)の提案について ・(協議)北区協議会 北区直虎ビューポイントの選定について ・その他 	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第9回	12月22日 (木) 13:30～	浜北区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(答申)区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について ・(協議)浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)のパブリック・コメントの実施について ・(協議)浜北コミュニティバスの運行改善について ・その他 	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第9回	12月22日 (木) 14:00～	天竜区役所 2階21・22 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(答申)区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について ・(協議)浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)のパブリック・コメントの実施について ・(協議)天竜区協議会団体推薦委員の公共的団体等の選定について ・その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

*傍聴の申し込みは、各区役所区振興課へお問い合わせください。

*傍聴される場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、下記の点にご協力ください。なお、発熱等の風邪症状のある方は、傍聴をご遠慮くださいますようお願いいたします。

- ・マスクの着用
- ・手指消毒液の使用（傍聴者受付に用意しております。）

